



# 区域図 (参考)

凡例

区域境界線	
建築物の用途の指定に係る区域境界線	
市街化編入抑制区域	

基本用途ゾーン  
 ・一戸建住宅、一戸建兼用住宅  
 ※) いずれも地階が3以下のものに限る。  
 また、一戸建兼用住宅は、第一種低層住居専用地域において建築できるものに限る。

※建築物の用途

施行規則第6条第2号から第4号に掲げる建築物並びに第5号に掲げる建築物のうち他の衣服・繊維製身の回り品製造業のうち靴下製造業、染色整理業のうち靴下仕上げ業、織物業、ニット製外衣・シャツ製造業、その他のプラスチック製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品、デバイス製造業、輸送用機械器具製造業及び精密機械器具製造業を営む工場の用途

用途指定ゾーン (タイプ3)  
 ・店舗 (500㎡以内)  
 ・車庫 (床面積300㎡以内)  
 ・研究所、事務所、倉庫 (床面積300㎡以内)  
 ・工場 (第一種住居地域で許容されている業種で、床面積300㎡以内)  
 ・地域振興産業の工場 (床面積300㎡以内※2)

※1) いずれも地階が2以下のものに限る。  
 ※2) 工場にあたっては作業場の床面積の合計が150㎡以内のものに限る。  
 ※3) 「建築物の用途」は左上の表を参照のこと

25-4 : 赤部・斉音寺 1/5,000

令和4年3月31日変更 [県告示第388号]

